

「消費者契約法の改正で 契約を取り消すことができる場合が追加されました」

【施行は6月15日です】

【消費者契約法とは・・・】

消費者と事業者との間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。消費者の利益を守るのが消費者契約法です。

消費者が事業者と結んだ契約で、うその説明をされたり、必ず儲かると言われたり、通常必要な分量を超えた商品を勧められたり、帰ってほしいと伝えたのに帰ってもらえなかったりするような不当な勧誘があった場合に、契約を取り消すことができます。

また、契約書に書いてあっても、消費者の利益を一方的に害するような条項は無効になります。

消費者契約法の改正が6月15日に施行されます。消費者被害の実態をふまえ、契約を取り消すことができる不当な勧誘や、無効となる契約条項が追加されました。

追加された不当な勧誘の主なものを紹介します。こうした勧誘をされたときにも契約を取り消すことができるようになります。

追加された主な 不当な勧誘

不安をあおる勧誘

消費者の不安に乗じた不安をあおる勧誘

恋愛感情等の不当な利用（恋人商法）

消費者が抱いている恋愛感情等を不当に利用した勧誘

判断力の低下の不当な利用

加齢等による判断力が低下した消費者の不安を不当に利用した勧誘

霊感商法

霊感による知見を用いて消費者の不安をあおる勧誘

契約前に債務の内容を実施等

契約前に債務を実施して原状回復を困難にする勧誘

消費者契約法は、契約を取り消すことができる場合を詳しく定めています。また、このほかにも改正された項目があります。くわしくは、[消費者庁ホームページ「消費者契約法の一部を改正する法律」のページ](#)をご覧ください。

契約トラブルでお困りの場合は、ひとりで悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター
エルちゃん